

令和5年2月1日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会  
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部  
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部  
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎  
( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
「協力要請」及び「イベント等の開催の目安」の一部改訂について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止への「協力要請」及び、別途示すとされている「イベント等の開催の目安」を、2月1日付で一部改訂しましたので、お知らせします。

改訂内容として、イベント等で感染者が発生した際の参加者への注意喚起の撤廃や、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提とし、収容率50%の制限を撤廃し、収容率を100%とする変更となっております。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先  
県土整備部建築住宅課企画担当  
TEL：055-223-1730